

別添 1

社援地発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

「矯正施設出所者等の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について
（通知）」の一部改正について

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 21 号。以下「改正法」という。）については、本日から施行される。改正法においては、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、居住支援の強化のための措置、子どもの貧困への対応のための措置、支援関係機関の連携強化等の措置が講じられ、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）についても、支援関係機関の連携強化等の措置の一つとして、法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われた。

これに伴い、今般、「矯正施設出所者等の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等について（通知）」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援地発 0327 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知。以下「通知」という。）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、支援関係機関の連携強化のため改めて周知することとしたので、各自治体におかれては、改正法による改正後の法や通知の趣旨及び内容を理解の上、更なる連携の推進を図っていただくとともに、関係機関及び関係団体等に広く周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。

新 旧 対 照 表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各 <u>都道府県・市区町村</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>矯正施設出所者等に対する支援における 生活困窮者自立支援制度と更生保護制度の連携</u>について（通知）</p> <p>矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等。以下同じ。）から釈放された者、家庭裁判所で保護観察に付された少年、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者及び保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整又は更生保護に関する地域援助の対象となる者（以下「矯正施設出所者等」という。）については、経済的に困窮する者も多いことが想定される。</p> <p>そのため、それらの者に対しては、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づく支援等が必要な範囲において行われているほか、それらの者は生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく各事業の対象にもなり得ると考えられることから、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度による必要な支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、両制度の連携が必要である。両制度の連携に当たっては、下記に留意の上、適切な実施に努められるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。</p> <p>本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>1 更生保護制度の概要</u></p> <p><u>更生保護制度は、更生保護法に基づき、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることなどにより、安全安心な地域社会を作</u> <u>ることを目的とする制度である。</u></p> <p><u>(1) 保護観察</u></p> <p><u>保護観察は、保護観察官が保護司と協働し、家庭裁判所で保護観察に付された少年、刑務所や少年院を仮に釈放・退院となった者、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者を対象として、その生活状況を把握しつつ、必要な指導を行うとともに、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との連携の下、住居や仕事の確保等を支援し、円滑な社会復帰を促すものである。</u></p> <p><u>(2) 生活環境の調整</u></p>	<p>各 <u>都道府県</u> <u>指定都市</u> 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿 <u>中核市</u></p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;"><u>矯正施設出所者等の生活困窮者自立支援法に基づく事業の利用等</u>について（通知）</p> <p>矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等。以下同じ。）から釈放された者、家庭裁判所で保護観察に付された少年、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者及び保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整又は更生保護に関する地域援助の対象となる者（以下「矯正施設出所者等」という。）については、経済的に困窮する者も多いことが想定される。</p> <p>そのため、それらの者に対しては、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づく支援等が必要な範囲において行われているほか、それらの者は生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく各事業の対象にもなり得ると考えられることから、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度による必要な支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、両制度の連携が必要である。両制度の連携に当たっては、下記に留意の上、適切な実施に努められるようお願いする。</p> <p>なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。</p> <p>本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>

保護観察所において、矯正施設等に収容中の段階から釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議したりすることにより、釈放後の生活環境を調整するものである。

(3) 更生緊急保護

保護観察所において、刑務所から満期釈放された者等が生活に困窮し、再犯に至ることがないよう、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導等を行うものである。

(4) 更生保護に関する地域援助

保護観察所において、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行うとともに、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう都道府県単位又は市区町村等の地域単位における関係機関・団体等との連携体制の構築のための働き掛けを行うものである。

2 矯正施設出所者等の状態を踏まえた両制度の連携の在り方

矯正施設出所者等を含む生活困窮者に対しては、地域の関係機関等が連携して支援を行うことが重要であり、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった、更生保護法に基づき矯正施設出所者等に対して支援等を行う機関等のほか、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する機関等が適切に連携し、必要な支援を行うことが必要である。

保護観察所等においては、矯正施設出所者等について生活困窮のおそれがあると認められる場合には、本人の自己選択、自己決定を基本に、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこととする。

3 矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度を利用する場合の留意点

保護観察所等において、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度の利用を希望していることを把握した場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられるときは、当該矯正施設出所者等に対し、自立相談支援機関の窓口名や住所、連絡先等を教示することや、自立相談支援機関に対し、本人の同意を得た上で事前に当該矯正施設出所者等に関する情報が提供されることなどが考えられる。なお、現に矯正施設等に入所している者が出所後の生活困窮者自立支援制度の利用を希望している場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられるときも、矯正施設等入所中から同様に利用に向けた調整が行われることが考えられる。自立相談支援機関においても、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者等や現に矯正施設等に入所している者に関する相談を受けた場合には、自立相談支援事業の利用に向けた調整も可能であるため留意されたい。

自立相談支援機関が更生保護法に基づく支援等を引き継ぐ形で、矯正施設出所者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく適切な支援を行うためには、保護観察所等と連携の上、必要に応じ、自立相談支援機関において、保護観察所等有する矯正施設出所者等に関する情報を得ることが有益である。

ただし、保護観察所等有する情報は、矯正施設出所者等の高度のプライバシーに属する情報であるため、保護観察所等において本人の同意を得た上で提供された情報であっても、その取扱いには慎重を期することが必要である。

4 支援会議の活用について

生活困窮者自立支援法第9条の規定において、福祉事務所設置自治体は、関係機関等により構成

1 矯正施設出所者等の状態を踏まえた両制度の連携の在り方

矯正施設出所者等を含む生活困窮者に対しては、地域の関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった、更生保護法に基づき矯正施設出所者等に対して支援等を行う機関等のほか、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する機関等が適切に連携し、必要な支援を行うことが必要である。

保護観察所等においては、矯正施設出所者等の自己選択、自己決定を基本に、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこととする。

2 矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度を利用する場合の留意点

保護観察所等において、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度の利用を希望していることを把握した場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられる場合は、当該矯正施設出所者等に対し、自立相談支援機関の連絡先を教示するなどとともに、自立相談支援機関に対し、本人の同意を得た上で事前に情報提供することなどが考えられる。なお、現に矯正施設等に入所している者が生活困窮者自立支援制度の利用を希望している場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられる場合も、矯正施設等入所中から同様の対応を行うことは差し支えない。

自立相談支援機関が更生保護法に基づく支援等を引き継ぐ形で、矯正施設出所者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく適切な支援を行うためには、必要に応じて、保護観察所等有する矯正施設出所者等に関する情報を自立相談支援機関に共有することが有益である。

ただし、保護観察所等有する情報は、矯正施設出所者等の高度のプライバシーに属する情報であるため、保護観察所等において本人の同意を得た上で提供された情報であっても、その取扱いには慎重を期することが必要である。

される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、福祉事務所設置自治体が、地域の実情に応じ、関係機関等と調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につながるため、保護観察所等の担当者を構成員とすることも効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

5 更生保護制度による支援と生活困窮者自立支援制度に基づく事業の利用について

(1) 保護観察所の委託により更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）に入所している矯正施設出所者等については、更生保護施設等に入所中に居住支援事業を利用することはできない。ただし、居住場所の喪失を防ぐ観点から、自立相談支援機関において、更生保護施設等退所後の居住支援事業の利用に向けた事前相談を更生保護施設等入所中から行うことは可能である。

(2) (略)

6 両制度の相互理解等の必要性

上記のとおり、矯正施設出所者等について、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度の双方を利用する可能性があることを踏まえると、保護観察所等及び各生活困窮者自立支援制度主管部局のそれぞれが、双方の制度を十分に理解しておく必要がある。このため、適宜関係者が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けることが望ましい。

また、迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくことが望ましい。

さらに、保護観察所においては、1(4)のとおり更生保護に関する地域援助を行っており、自立相談支援機関等から保護観察所に対し、犯罪・非行の防止や立ち直り支援のために相談を行うことも可能である。また、保護観察所から自立相談支援機関等に対し、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの参画などの相談等が行われることも考えられることから、自立相談支援機関等においては、保護観察所から相談等があった場合には、更生保護制度の趣旨について御了知の上、対応いただきたい。

3 更生保護制度による支援と生活困窮者自立支援制度に基づく事業の利用について

(1) 保護観察所の委託により更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）に入所している矯正施設出所者等については、更生保護施設等に入所中に一時生活支援事業を利用することはできない。ただし、居住場所の喪失を防ぐ観点から、自立相談支援機関において、更生保護施設等退所後の一時生活支援事業の利用に向けた事前相談を更生保護施設等入所中から行うことは可能である。

(2) (略)

4 両制度の相互理解等の必要性

上記のとおり、矯正施設出所者等について、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度の双方を利用する可能性があることを踏まえると、保護観察所、更生保護施設等及び各生活困窮者自立支援制度主管部局のそれぞれが、双方の制度を十分に理解しておく必要がある。このため、適宜関係者が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けることが望ましい。

また、迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくことが望ましい。

社援地発 0327 第 8 号
平成 27 年 3 月 27 日
一 部 改 正
社援地発 0107 第 7 号
令和 7 年 1 月 7 日
一 部 改 正
社援地発 0401 第 2 号
令和 7 年 4 月 1 日

各 都道府県・市区町村 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

矯正施設出所者等に対する支援における
生活困窮者自立支援制度と更生保護制度の連携について（通知）

矯正施設等（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院等。以下同じ。）から釈放された者、家庭裁判所で保護観察に付された少年、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者及び保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整又は更生保護に関する地域援助の対象となる者（以下「矯正施設出所者等」という。）については、経済的に困窮する者も多いことが想定される。

そのため、それらの者に対しては、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）に基づく支援等が必要な範囲において行われているほか、それらの者は生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）に基づく各事業の対象にもなり得ると考えられることから、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度による必要な支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、両制度の連携が必要である。両制度の連携に当たっては、下記に留意の上、適切な実施に努められるようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言として行うものであることを申し添える。

本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び

観察課長から各保護観察所長宛て別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考とされるようお願い申し上げます。

記

1 更生保護制度の概要

更生保護制度は、更生保護法に基づき、犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることなどにより、安全安心な地域社会を作ることなどを目的とする制度である。

(1) 保護観察

保護観察は、保護観察官が保護司と協働し、家庭裁判所で保護観察に付された少年、刑務所や少年院を仮に釈放・退院となった者、裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された者を対象として、その生活状況を把握しつつ、必要な指導を行うとともに、地方公共団体を始めとする関係機関・団体等との連携の下、住居や仕事の確保等を支援し、円滑な社会復帰を促すものである。

(2) 生活環境の調整

保護観察所において、矯正施設等に収容中の段階から釈放後の帰住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保したり、福祉や医療、家族や関係者から必要な援助・協力が得られるよう協議したりすることにより、釈放後の生活環境を調整するものである。

(3) 更生緊急保護

保護観察所において、刑務所から満期釈放された者等が生活に困窮し、再犯に至ることがないように、本人からの申出に基づいて、一定の期間、宿泊場所や食事の提供、就職の援助や健全な社会生活を営むために必要な生活指導等を行うものである。

(4) 更生保護に関する地域援助

保護観察所において、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行うとともに、支援対象者が地域において必要な支援を円滑かつ継続的に受けられるよう都道府県単位又は市区町村等の地域単位における関係機関・団体等との連携体制の構築のための働き掛けを行うものである。

2 矯正施設出所者等の状態を踏まえた両制度の連携の在り方

矯正施設出所者等を含む生活困窮者に対しては、地域の関係機関等が連携して支援を行うことが重要であり、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった、更生保護法に基づき矯正施設出所者等に対して支援等を行う機関等のほか、生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施する機関等が適切に連携し、必要な支援を行うことが必要である。

保護観察所等においては、矯正施設出所者等について生活困窮のおそれがあると認め

られる場合には、本人の自己選択、自己決定を基本に、必要に応じて自立相談支援機関につなぐこととする。

3 矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度を利用する場合の留意点

保護観察所等において、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者等が生活困窮者自立支援制度の利用を希望していることを把握した場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられるときは、当該矯正施設出所者等に対し、自立相談支援機関の窓口名や住所、連絡先等を教示することや、自立相談支援機関に対し、本人の同意を得た上で事前に当該矯正施設出所者等に関する情報が提供されることなどが考えられる。なお、現に矯正施設等に入所している者が出所後の生活困窮者自立支援制度の利用を希望している場合であって、当該制度の利用が適切であると考えられるときも、矯正施設等入所中から同様に利用に向けた調整が行われることが考えられる。自立相談支援機関においても、現に更生保護法に基づく支援等を受けている矯正施設出所者等や現に矯正施設等に入所している者に関する相談を受けた場合には、自立相談支援事業の利用に向けた調整も可能であるため留意されたい。

自立相談支援機関が更生保護法に基づく支援等を引き継ぐ形で、矯正施設出所者等に対して生活困窮者自立支援制度に基づく適切な支援を行うためには、保護観察所等と連携の上、必要に応じ、自立相談支援機関において、保護観察所等が有する矯正施設出所者等に関する情報を得ることが有益である。

ただし、保護観察所等が有する情報は、矯正施設出所者等の高度のプライバシーに属する情報であるため、保護観察所等において本人の同意を得た上で提供された情報であっても、その取扱いには慎重を期することが必要である。

4 支援会議の活用について

生活困窮者自立支援法第9条の規定において、福祉事務所設置自治体は、関係機関等により構成される会議（支援会議）を組織するよう努めることとされ、その構成員に課せられた守秘義務の下、支援会議において、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっている。この支援会議の構成員については、福祉事務所設置自治体が、地域の実情に応じ、関係機関等と調整の上決定することとなるが、支援を必要とする生活困窮者の早期発見につなげるため、保護観察所等の担当者を構成員とすることも効果的であると考えられることから、支援会議の枠組みの活用も図られたい。

5 更生保護制度による支援と生活困窮者自立支援制度に基づく事業の利用について

- (1) 保護観察所の委託により更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）に入所している矯正施設出所者等については、更生保護施設等に入所中に居

住支援事業を利用することはできない。ただし、居住場所の喪失を防ぐ観点から、自立相談支援機関において、更生保護施設等退所後の居住支援事業の利用に向けた事前相談を更生保護施設等入所中から行うことは可能である。

- (2) 現在、沼田町就業支援センター（北海道雨竜郡沼田町）及び茨城就業支援センター（茨城県ひたちなか市）の入所者に対して、公費による職業訓練が実施されているところ、当該入所者が、当該職業訓練を受講中に就労準備支援事業及び就労訓練事業を利用することはできない。

6 両制度の相互理解等の必要性

上記のとおり、矯正施設出所者等について、更生保護制度と生活困窮者自立支援制度の双方を利用する可能性があることを踏まえると、保護観察所等及び各生活困窮者自立支援制度主管部局のそれぞれが、双方の制度を十分に理解しておく必要がある。このため、適宜関係者が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けることが望ましい。

また、迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくことが望ましい。

さらに、保護観察所においては、1（4）のとおり更生保護に関する地域援助を行っており、自立相談支援機関等から保護観察所に対し、犯罪・非行の防止や立ち直り支援のために相談を行うことも可能である。また、保護観察所から自立相談支援機関等に対し、保護観察所が推進する地域支援ネットワークへの参画などの相談等が行われることも考えられることから、自立相談支援機関等においては、保護観察所から相談等があった場合には、更生保護制度の趣旨について御了知の上、対応いただきたい。

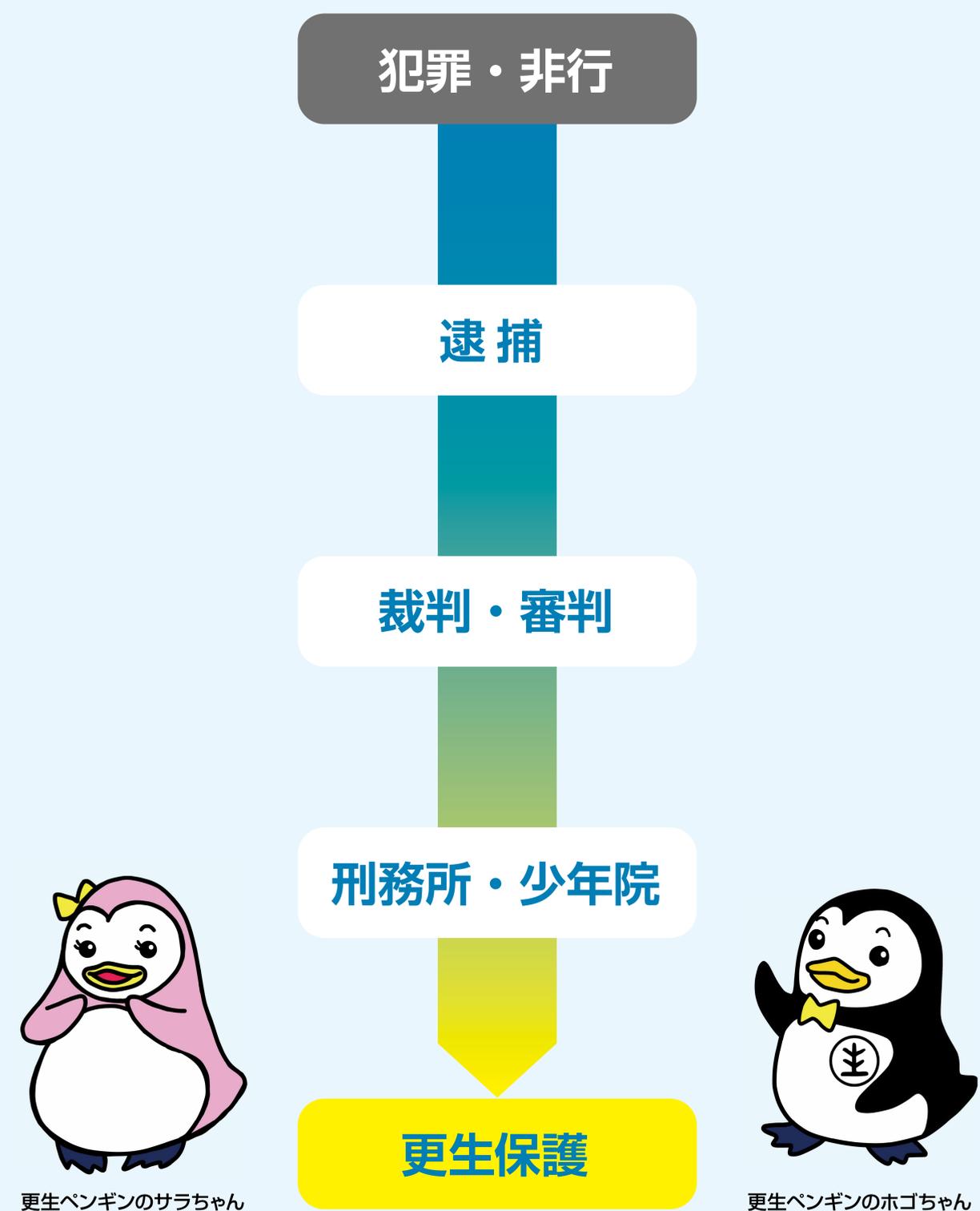
“更生保護”を知っていますか？

罪を犯した人が、罪を償い、再び犯罪をしないようにするにはどうすればよいでしょうか。

刑務所や少年院を出ると、通常の社会生活を営んでいくこととなりますが、再び犯罪や非行をしてしまうことも少なくありません。立ち直ろうと決意した人を、地域社会で受け入れていくことが重要です。

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会を作る。

これを「更生保護」といいます。



公式SNSで最新情報を発信中。フォローしてね♪

法務省保護局公式 X (旧：Twitter)



法務省保護局公式 Instagram

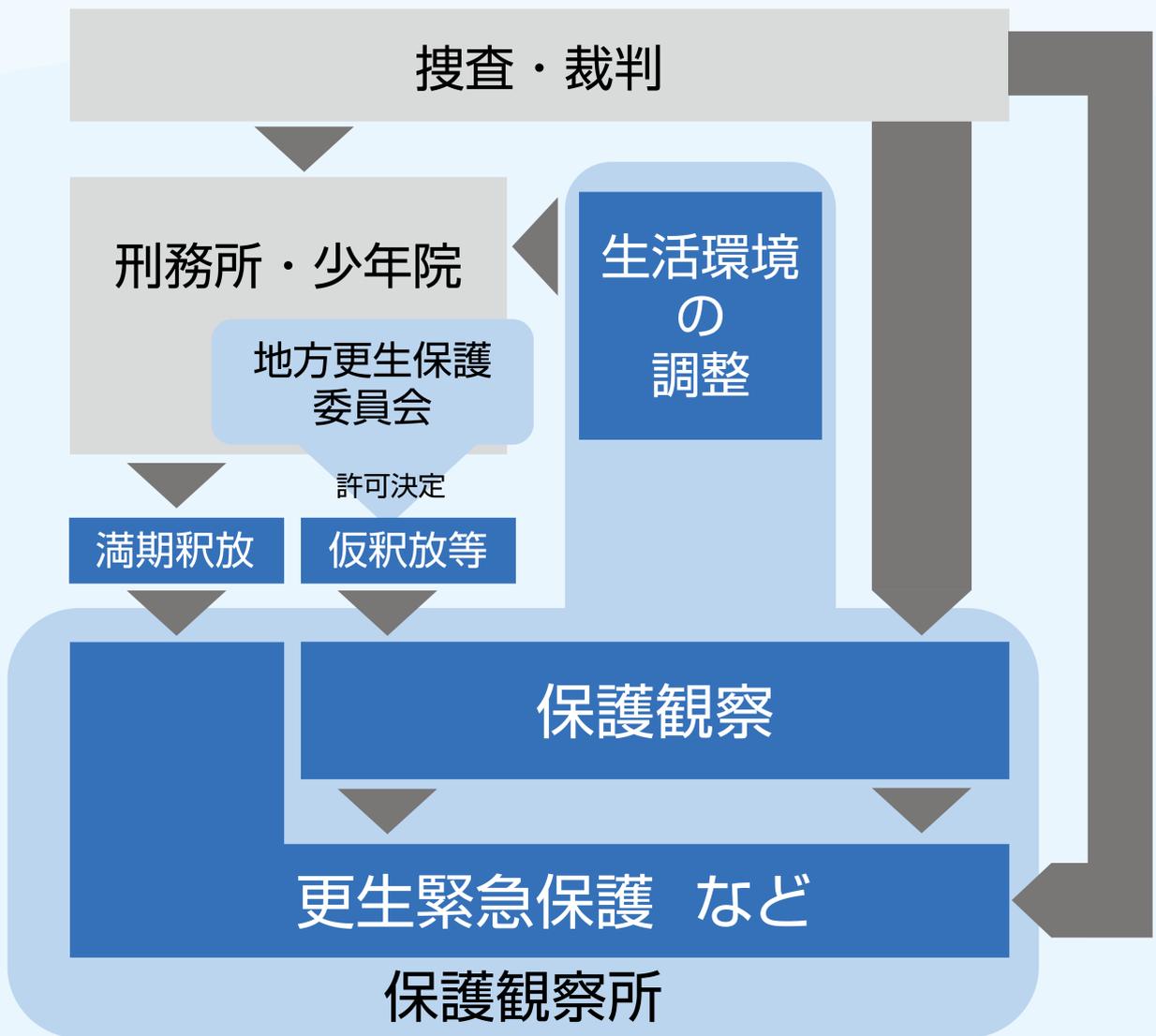


“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい地域社会を築くための全国的な運動です。

刑事司法手続のアンカーを担います



○生活環境の調整

刑務所・少年院に収容中の人について、保護観察所の長が、釈放後の居住地の状況を調査し、適当な住居や仕事を確保するなど、釈放後の生活環境を調整する制度です。

○仮釈放等

地方更生保護委員会の許可により、刑務所や少年院に収容されている人を、定められた収容期間満了前に仮に釈放等させる制度です。対象となった人は、保護観察になります。

○保護観察

対象となった人について、保護観察所の長が、保護観察官と保護司の先生に、生活状況を把握させ、必要な指導（例：専門のプログラム）や、支援（例：住居や仕事の確保など）を行わせる制度です。

○更生緊急保護など

更生緊急保護は、本人からの申出に基づいて、生活上の相談に乗り、必要に応じて、宿泊場所や食事の提供、就職の援助などを行う制度です。

その他にも、地域住民・関係機関からの相談に応じ、情報の提供・助言その他の必要な援助を行う制度があります。

point 切れ目のない指導・支援

刑事司法手続の終了後も相談に応じたり、必要な情報の提供、助言、調整などの援助を行っています。再犯・再非行に至らない地域支援ネットワークの構築・充実を図るなど、「息の長い」社会復帰支援に取り組んでいます。

更生保護を支える人々

あなたが住む地域にも、立ち直ろうとする人を受け入れ、様々な立場から更生保護を支える人々があります。あなたも、更生保護の一員になりませんか。



保護観察官

心理学、教育学、福祉及び社会学などの専門的知識に基づき指導や支援を行い、立ち直りを支える国家公務員です



保護司

保護観察官と共に立ち直りを支える民間ボランティアです
「保護観察」の対象となった人の生活を見守り、様々な相談にのったり指導をしたりしています



更生保護施設など

刑務所等を出た後、帰る場所がない人たちに、一定期間、宿泊場所を提供し、社会復帰に向けた支援などを行う民間の施設です



協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くことが難しい人たちを、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支援する事業者です



更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や子育て支援活動などを行うボランティア団体です



BBS会

様々な問題を抱える少年たちと一緒に悩み、学び、楽しむ青年ボランティア団体です



更生保護協会

更生保護の活動に関する助成や啓発などを行う民間団体です



しあわせ

幸福の黄色い羽根は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルマークです。

法務省保観第 3 5 号
令和 7 年 4 月 1 日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課長
法 務 省 保 護 局 観 察 課 長
(公 印 省 略)

「生活困窮者自立支援法の施行に伴う保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について」の一部改正について（通知）

令和 6 年 4 月に成立した生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 2 1 号）により、一部改正された生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号）が本日から施行されたことを踏まえ、平成 2 7 年 3 月 2 7 日付け法務省保更第 3 2 号当職連名通知「生活困窮者自立支援法の施行に伴う保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について」の一部を下記のとおり改正し、本日から実施することとしたので、通知します。

今般の生活困窮者自立支援法の改正により、支援関係機関の連携強化の措置の一つとして、同法第 9 条第 1 項に規定する支援会議の設置の努力義務化等の改正が行われています。保護観察所においては、別添の厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知等の内容も踏まえ、引き続き、自立相談支援機関との実効ある連携体制の構築に向けた取組の推進をお願いします。

なお、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から各都道府県・市区町村の生活困窮者自立支援制度の主管部（局）長宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくようお願いいたします。

記

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="268 315 783 398">保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について（通知）</p> <p data-bbox="204 477 783 618">標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。</p> <p data-bbox="204 640 783 891">おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。</p> <p data-bbox="475 913 507 947" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="209 969 316 1003">1 目的</p> <p data-bbox="236 1025 783 1765">この通知は、更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象である者（以下「対象者」という。）が、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく各事業の対象にもなり得ることに鑑み、両法に基づく措置又は支援が行われる上で必要な配慮がなされるよう、保護観察所と生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互に連携を図ることを目的とするものである。</p> <p data-bbox="209 1899 491 1933">2 制度の相互理解等</p> <p data-bbox="236 1955 783 2033">対象者の中には、生活困窮者自立支援法に基づく支援も利用し得る者が存在するこ</p>	<p data-bbox="874 315 1390 456"><u>生活困窮者自立支援法の施行に伴う</u>保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について（通知）</p> <p data-bbox="810 477 1390 618">標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。</p> <p data-bbox="810 640 1390 891">おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。</p> <p data-bbox="1082 913 1114 947" style="text-align: center;">記</p> <p data-bbox="815 969 922 1003">1 目的</p> <p data-bbox="842 1025 1390 1821">この通知は、<u>生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）</u>が本年4月1日に施行されることに伴い、更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象である者（以下「対象者」という。）が、生活困窮者自立支援法に基づく各事業の対象にもなり得ることに鑑み、両法に基づく措置又は支援が行われる上で必要な配慮がなされるよう、保護観察所と生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互に連携を図ることを目的とするものである。</p> <p data-bbox="815 1899 1098 1933">2 制度の相互理解等</p> <p data-bbox="842 1955 1390 2033">対象者の中には、生活困窮者自立支援法に基づく支援の<u>双方</u>を利用し得る者が存在</p>

<p>とを踏まえると、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム並びに生活困窮者自立支援制度主管部局等（以下「関係機関等」という。）において、更生保護制度、生活困窮者自立支援制度の理解を相互に深めるとともに、関係機関等が相互に日常的な連携を確保することが必要である。保護観察所においては、更生保護に関する地域援助で地域支援ネットワークの構築に向けた取組を行うこととされていることに鑑み、自立相談支援機関を始めとする地域における社会資源に対する働き掛けを行うとともに、双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等について、必要な協力を積極的に行うことで、実効ある連携体制の構築に向けた取組を推進することが肝要である。具体的には、例えば、保護観察所において、次に掲げる更生保護に関する地域援助等の取組を行うことが考えられる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 当該対象者に対し、自立相談支援機関の<u>窓口名や住所、連絡先等</u>を教示すること。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 必要に応じ、<u>保護観察所</u>の保護観察官又は更生保護施設職員が当該対象者の自立相談支援機関への訪問に際して、訪問日時の調整その他の便宜を図るなど、必要な協力をを行うこと。</p> <p>オ 生活困窮者自立支援制度主管部局か</p>	<p>することを踏まえると、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム並びに生活困窮者自立支援制度主管部局等（以下「関係機関等」という。）において、更生保護制度、生活困窮者自立支援制度の理解を相互に深めるとともに、関係機関等が相互に日常的な連携を確保することが必要である。保護観察所においては、更生保護に関する地域援助で地域支援ネットワークの構築に向けた取組を行うこととされていることに鑑み、自立相談支援機関を始めとする地域における社会資源に対する働き掛けを行うとともに、双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等について、必要な協力を積極的に行うことで、実効ある連携体制の構築に向けた取組を推進することが肝要である。具体的には、例えば、保護観察所において、次に掲げる更生保護に関する地域援助等の取組を行うことが考えられる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 当該対象者に対し、自立相談支援機関の連絡先を教示すること。</p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 必要に応じ、保護観察官又は更生保護施設職員が当該対象者の自立相談支援機関への訪問に際して、訪問日時の調整その他の便宜を図るなど、必要な協力をを行うこと。</p> <p>(新設)</p>
--	---

<p><u>ら、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく関係機関等により構成される会議（支援会議）の出席依頼があった場合は、積極的に出席すること。</u></p> <p><u>なお、支援会議においては、構成員に守秘義務が課せられ、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっていることに留意すること。</u></p> <p>(2) その他の留意点</p> <p>ア 現に更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）において保護されている者については宿泊場所の供与や食事の提供を受けているのであるから、更生保護施設等において保護されている期間中に生活困窮者自立支援法における<u>居住支援事業</u>を利用することはできない。ただし、更生保護施設等における保護が終了した後の住居の喪失を防ぐ観点から、更生保護施設等において保護されている期間中であっても、当該保護が終了した後の<u>居住支援事業</u>の利用に向けて、自立相談支援機関に事前相談を行うことは可能である。</p> <p>イ（略）</p> <p>4 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象である者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用に向けた調整における連携の確保等</p> <p>地方更生保護委員会又は保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急</p>	<p><u>ら、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく関係機関等により構成される会議（支援会議）の出席依頼があった場合は、積極的に出席すること。</u></p> <p><u>なお、支援会議においては、構成員に守秘義務が課せられ、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっていることに留意すること。</u></p> <p>(2) その他の留意点</p> <p>ア 現に更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）において保護されている者については宿泊場所の供与や食事の提供を受けているのであるから、更生保護施設等において保護されている期間中に生活困窮者自立支援法における<u>一時生活支援事業</u>を利用することはできない。ただし、更生保護施設等における保護が終了した後の住居の喪失を防ぐ観点から、更生保護施設等において保護されている期間中であっても、当該保護が終了した後の<u>一時生活支援事業</u>の利用に向けて、自立相談支援機関に事前相談を行うことは可能である。</p> <p>イ（略）</p> <p>4 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象である者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用に向けた調整における連携の確保等</p> <p>地方更生保護委員会又は保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急</p>
--	--

<p>保護の円滑な実施に向けた調整、裁判確定前の生活環境の調整又は収容中の者に対する生活環境の調整の対象である者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、必要に応じ、当該対象である者が釈放又は出院後に円滑に生活困窮者自立支援法に基づく支援を利用できるよう、3 (1) に準じた配慮を行うことが考えられる。</p>	<p>保護の円滑な実施に向けた調整、裁判確定前の生活環境の調整又は収容中の者に対する生活環境の調整の対象である者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、必要に応じ、当該対象である者が釈放又は出院後に円滑に生活困窮者自立支援法に基づく支援を利用できるよう、3 (1) に準じた配慮を行うことが考えられる。</p>
---	---

法務省保更第32号

平成27年3月27日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課長 齋 場 昌 宏
法 務 省 保 護 局 観 察 課 長 吉 田 研 一 郎
(公 印 省 略)

生活困窮者自立支援法の施行に伴う保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について（通知）

標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。

おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。

記

1 目的

この通知は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）が本年4月1日に施行されることに伴い、更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察、保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象である者（以下「対象者」という。）が、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく各事業の対象にもなり得ることに鑑み、両法に基づく措置又は支援が行われる上で必要な配慮がなされるよう、保護観察所と生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互に連携を図ることを目的とするものである。

2 制度の相互理解等

対象者の中には、生活困窮者自立支援法に基づく支援の双方をも利用し得る者が存在することを踏まえると、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム並びに生活困窮者自立支援制度主管部局等（以下「関係機関等」という。）において、更生保護制度、生活困窮者自立支援制度の理解を相互に深めるとともに、関係機関等が相互に日常的な連携を確保することが必要である。保護観察所においては、更生保護に関する地域援助で地域支援ネットワークの構築に向けた取組を行うこととされていることに鑑み、自立相談支援機関を始めとする地域における社会資源に対する働き掛けを行うとともに、双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等について、必要な協力を積極的に行うことで、実効ある連携体制の構築に向けた取組を推進することが肝要である。具体的には、例えば、保護観察所において、次に掲げる更生保護に関する地域援助等の取組を行うことが考えられる。

- (1) 適宜関係機関等が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けること。
- (2) 迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくこと。

3 対象者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用及び利用に向けた調整における留意点

(1) 連携の確保等

保護観察所は、対象者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、その者を生活困窮者自立支援法に基づく支援に円滑に引き継ぐことが必要となる場合もあることから、例えば、次に掲げる配慮を行うことが考えられる。

- ア 当該対象者に対し、自立相談支援機関の窓口名や住所、連絡先等を教示すること。
- イ 自立相談支援機関に対し、適宜の方法により生活困窮者自立相談支援事業の利用を希望する者が存在する旨を事前に情報提供すること。
- ウ 自立相談支援の利用に先立ち、適宜の方法により当該対象者の同意を得た上で、あらかじめ、自立相談支援機関に対し、必要な範囲内で、その

者に関する情報を提供すること。

なお、個人情報を提供することについて同意が得られた場合には、関係記録にその旨を付記するなどして、記録化すること。

エ 必要に応じ、保護観察所の保護観察官又は更生保護施設職員が当該対象者の自立相談支援機関への訪問に際して、訪問日時の調整その他の便宜を図るなど、必要な協力を行うこと。

オ 生活困窮者自立支援制度主管部局から、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく関係機関等により構成される会議（支援会議）の出席依頼があった場合は、積極的に出席すること。

なお、支援会議においては、構成員に守秘義務が課せられ、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっていることに留意すること。

(2) その他の留意点

ア 現に更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）において保護されている者については宿泊場所の供与や食事の提供を受けているのであるから、更生保護施設等において保護されている期間中に生活困窮者自立支援法における一時生活居住支援事業を利用することはできない。ただし、更生保護施設等における保護が終了した後の住居の喪失を防ぐ観点から、更生保護施設等において保護されている期間中であっても、当該保護が終了した後の一時生活居住支援事業の利用に向けて、自立相談支援機関に事前相談を行うことは可能である。

イ 沼田町就業支援センター及び茨城就業支援センターの入所者に対しては、公費による職業訓練が実施されているところ、当該入所者が、当該職業訓練を受講中に就労準備支援事業及び就労訓練事業を利用することはできないものであること。

4 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象である者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用に向けた調整における連携の確保等

地方更生保護委員会又は保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急保護の円滑な実施に向けた調整又は収容中の者に対する生活環境の調整の対象である者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、必要に応じ、当該対象である者が釈放又は出院後に円滑に生活困窮者

自立支援法に基づく支援を利用できるよう、3 (1) ~~(1)~~ に準じた配慮を行うことが考えられる。

法務省保更第 3 2 号
平成 2 7 年 3 月 2 7 日

地方更生保護委員会事務局長 殿
保 護 観 察 所 長 殿

法務省保護局更生保護振興課長 齋 場 昌 宏
法 務 省 保 護 局 観 察 課 長 吉 田 研 一 郎
(公 印 省 略)

保護観察所と生活困窮者自立相談支援機関との連携の確保について（通知）

標記について、下記のとおり定め、本年 4 月 1 日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。

おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。

記

1 目的

この通知は、更生保護法（平成 1 9 年法律第 8 8 号）に規定する保護観察、保護観察付執行猶予の裁判確定前の生活環境の調整、更生緊急保護、刑執行終了者等に対する援助又は更生保護に関する地域援助の対象である者（以下「対象者」という。）が、生活困窮者自立支援法（平成 2 5 年法律第 1 0 5 号）に基づく各事業の対象にもなり得ることに鑑み、両法に基づく措置又は支援が行われる上で必要な配慮がなされるよう、保護観察所と生活困窮者自立相談支援事業を行う者（以下「自立相談支援機関」という。）が、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互に連携を図ることを目的とするものである。

2 制度の相互理解等

対象者の中には、生活困窮者自立支援法に基づく支援も利用し得る者が存在することを踏まえると、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム並びに生活困窮者自立支援制度主管部局等（以下「関係機関等」という。）において、更生保護制度、生活困窮者自立支援制度の理解を相互に深めるとともに、関係機関等が相互に日常的な連携を確保することが必要である。保護観察所においては、更生保護に関する地域援助で地域支援ネットワークの構築に向けた取組を行うこととされていることに鑑み、自立相談支援機関を始めとする地域における社会資源に対する働き掛けを行うとともに、双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等について、必要な協力を積極的に行うことで、実効ある連携体制の構築に向けた取組を推進することが肝要である。具体的には、例えば、保護観察所において、次に掲げる更生保護に関する地域援助等の取組を行うことが考えられる。

- (1) 適宜関係機関等が参集して双方の制度を理解するための研修等を行うほか、定期的に情報共有の機会を設けること。
- (2) 迅速かつ円滑な対応ができるよう、必要な連絡調整を行うための窓口を明らかにしておくこと。

3 対象者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用及び利用に向けた調整における留意点

(1) 連携の確保等

保護観察所は、対象者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、その者を生活困窮者自立支援法に基づく支援に円滑に引き継ぐことが必要となる場合もあることから、例えば、次に掲げる配慮を行うことが考えられる。

ア 当該対象者に対し、自立相談支援機関の窓口名や住所、連絡先等を教示すること。

イ 自立相談支援機関に対し、適宜の方法により生活困窮者自立相談支援事業の利用を希望する者が存在する旨を事前に情報提供すること。

ウ 自立相談支援の利用に先立ち、適宜の方法により当該対象者の同意を得た上で、あらかじめ、自立相談支援機関に対し、必要な範囲内で、その者に関する情報を提供すること。

なお、個人情報を提供することについて同意が得られた場合には、関係記録にその旨を付記するなどして、記録化すること。

エ 必要に応じ、保護観察所の保護観察官又は更生保護施設職員が当該対象者の自立相談支援機関への訪問に際して、訪問日時調整その他の便宜を図るなど、必要な協力を行うこと。

オ 生活困窮者自立支援制度主管部局から、生活困窮者自立支援法第9条第1項の規定に基づく関係機関等により構成される会議（支援会議）の出席依頼があった場合は、積極的に出席すること。

なお、支援会議においては、構成員に守秘義務が課せられ、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換等を行うことが可能となっていることに留意すること。

(2) その他の留意点

ア 現に更生保護施設又は自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）において保護されている者については宿泊場所の供与や食事の提供を受けているのであるから、更生保護施設等において保護されている期間中に生活困窮者自立支援法における居住支援事業を利用することはできない。ただし、更生保護施設等における保護が終了した後の住居の喪失を防ぐ観点から、更生保護施設等において保護されている期間中であっても、当該保護が終了した後の居住支援事業の利用に向けて、自立相談支援機関に事前相談を行うことは可能である。

イ 沼田町就業支援センター及び茨城就業支援センターの入所者に対しては、公費による職業訓練が実施されているところ、当該入所者が、当該職業訓練を受講中に就労準備支援事業及び就労訓練事業を利用することはできないものであること。

4 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の対象である者による生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用に向けた調整における連携の確保等

地方更生保護委員会又は保護観察所は、勾留中の被疑者に対する生活環境の調整、勾留中の被告人に対する釈放後の更生緊急保護の円滑な実施に向けた調整又は収容中の者に対する生活環境の調整の対象である者が生活困窮者自立支援法に基づく支援の利用を希望していることを把握したときは、必要に応じ、当該対象である者が釈放又は出院後に円滑に生活困窮者自立支援法に基づく支援を利用できるよう、3(1)に準じた配慮を行うことが考えられる。